

平成 15 年 12 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ユー・エス・エス  
代表者名 取締役社長 服 部 太  
(コード番号 4732 東証・名証第1部)  
問合せ先 財務部長 山 中 雅 文  
(TEL . 0 5 2 - 6 8 9 - 1 1 2 9 )

## 地方裁判所(第一審)における株式買取価格決定に関するお知らせ

アイ・ティー・エックス株式会社より申請されていた株式会社ユー・エス・エス・ジャパンの普通株式買取価格について、平成 15 年 11 月 26 日付で名古屋地方裁判所半田支部において決定がなされましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 . 申請をした者

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 アイ・ティー・エックス株式会社

#### 2 . 申請から決定に至るまでの経緯

アイ・ティー・エックス株式会社より株式会社ユー・エス・エス・ジャパン(平成 14 年 1 月 1 日、当社と合併)の合併反対株主として株式買取請求権が行使され、買取価額について協議を続けましたが、協議が 60 日を経過したため、平成 14 年 2 月 13 日に商事非訟手続の申し立てがなされました。審理の結果、名古屋地方裁判所半田支部より当該株式の買取価格を 1 株につき 99 万 6,458 円とする旨の決定がなされました。

#### 3 . 決定の内容

申請人(アイ・ティー・エックス株式会社)が保有する、株式会社ユー・エス・エス・ジャパンの普通株式 1,920 株の買取価格を、1 株につき金 99 万 6,458 円と定める。

#### 4 . 今後の見通し

当社は決定を不服として名古屋高等裁判所に抗告いたしました。

本件の決算に対する影響につきましては、裁判が完結しておりませんので現時点では未確定ですが、株式会社ユー・エス・エス・ジャパンは当社と合併していることから、買取株式は自己株式としての取扱となり、損益に与える影響はないものと見込まれます。

以 上